

日経平均オプション取引に係る限月取引の設定方法の一部変更に伴う
業務規程等の一部改正について

目次

(ページ)

1. 業務規程の一部改正新旧対照表	2
2. 業務規程施行規則の一部改正新旧対照表	5
3. 取引参加者料金等に関する規則の一部改正新旧対照表	9

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
(限月取引及びその数) 第15条 指数オプション取引は、次の各号に掲げる取引対象オプション（指数オプション取引の対象の指数オプションをいう。以下同じ。）の区分に従い、当該各号に定める限月取引により行うものとする。 (1) 日経平均オプション a 通常限月取引（毎月の第二金曜日の前日に終了する取引日を取引最終日とする限月取引をいう。以下同じ。） b 週次設定限月取引（毎週の金曜日（毎月の第二金曜日を除き、休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）の前日に終了する取引日を取引最終日とする限月取引をいう。以下同じ。） (2) 東証株価指数オプション 通常限月取引 2 前項に規定する限月取引の数及びその期間は、次の各号に掲げる取引対象オプションの区分に従い、当該各号に定めるところによる。 (1) 日経平均オプション a 通常限月取引 特定限月取引の13限月取引（通常限月取引に限る。）及び当該特定限月取引以外の直近の6限月取引（通常限月取引に限る。）の19限月取引制とし、各限月取引の期間は、特定限月取引については5年（3月及び9月の各限月取引については1年6か月）とし、特定限月取引以外の各限月取引については9か月とする。 b 週次設定限月取引 直近の4週次設定限月取引とし、各週次設定限月取引の期間は、5週間又は6週間とする。	(限月取引及びその数) 第15条 指数オプション取引は、取引対象オプション（指数オプション取引の対象の指数オプションをいう。以下同じ。）ごとに、毎月の第二金曜日の前日に終了する取引日を取引最終日とする限月取引に区分して行うものとする。
	2 前項に規定する限月取引の数及びその期間は、次の各号に掲げる取引対象オプションの区分に従い、当該各号に定めるところによる。 (1) 日経平均オプション 特定限月取引の13限月取引及び当該特定限月取引以外の直近の6限月取引の19限月取引制とし、各限月取引の期間は、特定限月取引については5年（3月及び9月の各限月取引については1年6か月）とし、特定限月取引以外の各限月取引については9か月とする。

<p>(2) (略)</p> <p>3 新たな限月取引の取引開始日は、<u>次の各号に掲げる限月取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</u></p> <p><u>(1) 通常限月取引</u> 前項第1号a及び第2号に規定する各限月取引のうち、最初に取引最終日が到来する限月取引の取引最終日の終了する日の翌日とし、その日の本所が定める時刻から新たな限月取引を開始する。</p> <p><u>(2) 週次設定限月取引</u> 前項第1号bに規定する各限月取引のうち、最初に取引最終日が到来する限月取引の取引最終日の終了する日の翌日とし、その日の本所が定める時刻から新たな限月取引を開始する。</p> <p>4 (略)</p> <p>(権利行使価格及びその数) 第16条 (略)</p> <p>2 前項に規定する権利行使価格は、次の各号に掲げる取引対象オプションの区分に従い、当該限月取引の取引開始日の本所が定める時刻に当該各号に定めるところにより設定する。ただし、本所が必要と認める場合には、設定する権利行使価格及びその数を変更することができる。</p> <p><u>(1) 日経平均オプション</u> <u>a 通常限月取引</u> 指^セ数オプション取引における日経平均の数値につき、250円刻みで設定する250円の整数倍の数値とし、本所が定めるところにより33種類設定する。</p> <p><u>b 週次設定限月取引</u> 指^セ数オプション取引における日経平均の数値につき、125円刻みで設定する12</p>	<p>(2) (略)</p> <p>3 新たな限月取引の取引開始日は、<u>前項各号に規定する各限月取引のうち、最初に取引最終日が到来する限月取引の取引最終日の終了する日の翌日とし、その日の本所が定める時刻から新たな限月取引を開始する。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>4 (略)</p> <p>(権利行使価格及びその数) 第16条 (略)</p> <p>2 前項に規定する権利行使価格は、次の各号に掲げる取引対象オプションの区分に従い、当該限月取引の取引開始日の本所が定める時刻に当該各号に定めるところにより設定する。ただし、本所が必要と認める場合には、設定する権利行使価格及びその数を変更することができる。</p> <p><u>(1) 日経平均オプション</u> 指^セ数オプション取引における日経平均の数値につき、250円刻みで設定する250円の整数倍の数値とし、本所が定めるところにより33種類設定する。</p>
---	---

5円の整数倍の数値とし、本所が定めると
ころにより17種類設定する。

(2) (略)

3 前項のほか、次の各号に掲げる取引対象オプションの区分に従い、全部又は一部の限月取引について、当該各号に定める数値の新たな権利行使価格を本所が定めるところにより設定することができる。

(1) 日経平均オプション

a 通常限月取引

(a) 当該通常限月取引の残存期間が3か月となる月の第二金曜日が到来していない通常限月取引

250円刻みで設定する250円の整数倍の数値

(b) 前(a)に掲げる通常限月取引以外の通常限月取引

125円刻みで設定する125円の整数倍の数値

b 週次設定限月取引

125円刻みで設定する125円の整数倍の数値

(2) (略)

付 則

- 1 この改正規定は、平成27年5月25日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成27年5月25日に施行することが適当でないと本所が認める場合には、当該日以後の本所が定める日から施行する。

(2) (略)

3 前項のほか、次の各号に掲げる取引対象オプションの区分に従い、全部又は一部の限月取引について、当該各号に定める数値の新たな権利行使価格を本所が定めるところにより設定することができる。

(1) 日経平均オプション

a 当該限月取引の残存期間が3か月となる月の第二金曜日が到来していない限月取引
250円刻みで設定する250円の整数倍の数値

b 前aに掲げる限月取引以外の限月取引
125円刻みで設定する125円の整数倍の数値

(2) (略)

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(指數オプション取引に係る権利行使価格の設定)	(指數オプション取引に係る権利行使価格の設定)
第10条 (略)	第10条 (略)
2 規程第16条第2項各号の規定により設定する権利行使価格は、次の各号に掲げる指數オプション取引の対象の区分に従い、当該各号に定めるところによる。	2 規程第16条第2項各号の規定により設定する権利行使価格は、次の各号に掲げる指數オプション取引の対象の区分に従い、当該各号に定めるところによる。
(1) 日経平均オプション	(1) 日経平均オプション
a <u>通常限月取引</u> <u>各通常限月取引の取引開始日の前日における250円刻みの日経平均設定基準値（その日の最終の日経平均の数値に最も近接する250円の整数倍の数値（当該数値が2種類ある場合は、高い方の数値）をいう。以下同じ。）及び当該250円刻みの日経平均設定基準値に近接する上下各16種類の250円の整数倍の数値とする。</u>	<u>各限月取引の取引開始日の前日における250円刻みの日経平均設定基準値（その日の最終の日経平均の数値に最も近接する250円の整数倍の数値（当該数値が2種類ある場合は、高い方の数値）をいう。以下同じ。）及び当該250円刻みの日経平均設定基準値に近接する上下各16種類の250円の整数倍の数値とする。</u>
b <u>週次設定限月取引</u> <u>各週次設定限月取引の取引開始日の前日における125円刻みの日経平均設定基準値（その日の最終の日経平均の数値に最も近接する125円の整数倍の数値（当該数値が2種類ある場合は、高い方の数値）をいう。以下同じ。）及び当該125円刻みの日経平均設定基準値に近接する上下各8種類の125円の整数倍の数値とする。</u>	
(2) (略)	(2) (略)
3 規程第16条第3項各号の規定により設定する新たな権利行使価格は、次の各号に掲げる指數オプション取引の対象の区分に従い、当該各号に定める方法により設定するものとする。ただし、本所が必要と認める場合には、設定する権利行使価格及びその数を変更することができる。	3 規程第16条第3項各号の規定により設定する新たな権利行使価格は、次の各号に掲げる指數オプション取引の対象の区分に従い、当該各号に定める方法により設定するものとする。ただし、本所が必要と認める場合には、設定する権利行使価格及びその数を変更することができる。

(1) 日経平均オプション

次のa及びbに掲げる限月取引の区分に従い、当該a又はbに定める場合に該当したときは、その翌日の午前8時に、当該a又はbに定める方法により設定するものとする。

a 通常限月取引

(a) 各通常限月取引について、当該通常限月取引の残存期間が3か月となる月の第二金曜日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下この号において「日経平均刻み変更日」という。）の2日前（休業日を除外する。以下同じ。）の日までに、毎日の250円刻みの日経平均設定基準値を上回る既存の権利行使価格又は下回る既存の権利行使価格が15種類以下となった場合

当該通常限月取引について、当該250円刻みの日経平均設定基準値を上回る権利行使価格又は下回る権利行使価格が16種類となるまで、既存の権利行使価格から250円刻みで設定する。

(b) 各通常限月取引について、日経平均刻み変更日の前日が到来した場合

当該通常限月取引について、当該前日の125円刻みの日経平均設定基準値及び当該125円刻みの日経平均設定基準値を上回る権利行使価格又は下回る権利行使価格が当該前日の125円刻みの日経平均設定基準値から125円刻みで連続して上下各16種類となるまで、当該125円刻みの日経平均設定基準値から125円刻みで設定する。

(c) 各通常限月取引について、日経平均刻み変更日以降の日に、毎日の125円刻みの日経平均設定基準値を上回る既存の権利行使価格（当該125円刻みの日

(1) 日経平均オプション

次のaからcまでに定める場合に該当したときは、その翌日の午前8時に、当該aからcまでに定める方法により設定するものとする。

a 各限月取引について、当該限月取引の残存期間が3か月となる月の第二金曜日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下この号において「日経平均刻み変更日」という。）の2日前（休業日を除外する。以下同じ。）の日までに、毎日の250円刻みの日経平均設定基準値を上回る既存の権利行使価格又は下回る既存の権利行使価格が15種類以下となった場合

当該限月取引について、当該250円刻みの日経平均設定基準値を上回る権利行使価格又は下回る権利行使価格が16種類となるまで、既存の権利行使価格から250円刻みで設定する。

b 各限月取引について、日経平均刻み変更日の前日が到来した場合

当該限月取引について、当該前日の125円刻みの日経平均設定基準値（その日の最終の日経平均の数値に最も近接する125円の整数倍の数値（当該数値が2種類ある場合は、高い方の数値）をいう。以下この号において同じ。）及び当該125円刻みの日経平均設定基準値を上回る権利行使価格又は下回る権利行使価格が当該前日の125円刻みの日経平均設定基準値から125円刻みで連続して上下各16種類となるまで、当該125円刻みの日経平均設定基準値から125円刻みで設定する。

c 各限月取引について、日経平均刻み変更日以降の日に、毎日の125円刻みの日経平均設定基準値を上回る既存の権利行使

経平均設定基準値から 125 円刻みで連續して設定されているものに限る。) 又は下回る既存の権利行使価格 (当該 125 円刻みの日経平均設定基準値から 125 円刻みで連續して設定されているものに限る。) が 15 種類以下となつた場合

当該通常限月取引について、当該 125 円刻みの日経平均設定基準値を上回る権利行使価格又は下回る権利行使価格が当該 125 円刻みの日経平均設定基準値から 125 円刻みで連續して 16 種類となるまで、既存の権利行使価格から 125 円刻みで設定する。

b 週次設定限月取引

毎日の 125 円刻みの日経平均設定基準値を上回る既存の権利行使価格又は下回る既存の権利行使価格が 7 種類以下となつた場合

当該週次設定限月取引について、当該 125 円刻みの日経平均設定基準値を上回る権利行使価格又は下回る権利行使価格が当該 125 円刻みの日経平均設定基準値から 125 円刻みで連續して 8 種類となるまで、既存の権利行使価格から 125 円刻みで設定する。

(2) (略)

4 (略)

付 則

- 1 この改正規定は、平成 27 年 5 月 25 日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成 27 年 5 月 25 日に施行することが適当でないと本所が認める

価格 (当該 125 円刻みの日経平均設定基準値から 125 円刻みで連續して設定されているものに限る。) 又は下回る既存の権利行使価格 (当該 125 円刻みの日経平均設定基準値から 125 円刻みで連續して設定されているものに限る。) が 15 種類以下となつた場合

当該限月取引について、当該 125 円刻みの日経平均設定基準値を上回る権利行使価格又は下回る権利行使価格が当該 125 円刻みの日経平均設定基準値から 125 円刻みで連續して 16 種類となるまで、既存の権利行使価格から 125 円刻みで設定する。

(2) (略)

4 (略)

場合には、当該日以後の本所が定める日から施行する。

取引参加者料金等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(取引参加者料金)	(取引参加者料金)
第2条 (略)	第2条 (略)
2～5 (略)	2～5 (略)
6 取消料は、過誤のある注文により市場デリバティブ取引が成立した場合において、業務規程第25条第1項（J－NET市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例第10条第1項において準用する場合を含む。）又は取引所外国為替証拠金取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例（以下「取引所FX取引特例」という。）第15条第1項の規定に基づき、市場デリバティブ取引の取消しが行われたときに、当該過誤のある注文を発注した取引参加者が納入するものとし、その額は、取り消された取引（過誤のある注文により成立した取引に限る。）に係る取引手数料の算出の基準に、次の各号に掲げる取引の区分に応じて、当該各号に定める率又は金額を乗じて算出した額とする。ただし、当該額が10万円を下回る場合は、10万円とする。	6 取消料は、過誤のある注文により市場デリバティブ取引が成立した場合において、業務規程第25条第1項（J－NET市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例第10条第1項において準用する場合を含む。）又は取引所外国為替証拠金取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例（以下「取引所FX取引特例」という。）第15条第1項の規定に基づき、市場デリバティブ取引の取消しが行われたときに、当該過誤のある注文を発注した取引参加者が納入するものとし、その額は、取り消された取引（過誤のある注文により成立した取引に限る。）に係る取引手数料の算出の基準に、次の各号に掲げる取引の区分に応じて、当該各号に定める率又は金額を乗じて算出した額とする。ただし、当該額が10万円を下回る場合は、10万円とする。
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
(5) 指数オプション取引 次のa及びbに掲げる取引対象オプションの区分に従い、当該a及びbに定める率又は金額とする。 a 日経平均オプション <u>(a) 通常限月取引 万分の5.0</u> <u>(b) 週次設定限月取引 40円</u>	(5) 指数オプション取引 次のa及びbに掲げる取引対象オプションの区分に従い、当該a及びbに定める率又は金額とする。 a 日経平均オプション <u>万分の5.0</u> (新設) (新設) b (略)
b (略)	
(6) (略)	(6) (略)
7～9 (略)	7～9 (略)

付 則

- 1 この改正規定は、平成27年5月25日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成27年5月25日に施行することが適当でないと本所が認める場合には、当該日以後の本所が定める日から施行する。

別表1

取引手数料の算出の基準及び取引手数料率等

取引手数料の算出の基準及び取引手数料率等は、次のとおりとする。

取引の区分	取引対象の区分	算出の基準	取引手数料率等
(略)			
指数オプション取引	日経平均オプション(通常限月取引)	(略)	(略)
指数オプション取引	日経平均オプション(週次設定限月取引)	売付け又は買付けごとに 取引数量	1取引単位につき 40円
	(略)	(略)	(略)
(略)			

(注1)～(注4) (略)

(注5) 日経平均オプション取引(週次設定限月取引を除く。)において、売付け若しくは買付けごとの1取引単位当たりの取引手数料が350円を超える場合は、350円とする。

(注6) (略)

別表1

取引手数料の算出の基準及び取引手数料率等

取引手数料の算出の基準及び取引手数料率等は、次のとおりとする。

取引の区分	取引対象の区分	算出の基準	取引手数料率等
(略)			
指数オプション取引	日経平均オプション	(略)	(略)
指数オプション取引	(新設)	(新設)	(新設)
	(略)	(略)	(略)
(略)			

(注1)～(注4) (略)

(注5) 日経平均オプション取引において、売付け若しくは買付けごとの1取引単位当たりの取引手数料が350円を超える場合は、350円とする。

(注6) (略)

別表2

特定市場デリバティブ取引に係る取引手数料率

別表1における日経平均、東証株価指数及び配当指數（日経平均・配当指數、TOPIX配当指數及びTOPIX Core 30配当指數をいう。以下同じ。）を対象とする市場デリバティブ取引に係る取引手数料率（小数点以下第3位未満の端数（第4号にあっては、小数点以下第8位未満の端数）があるときは、これを切り捨てる。以下同じ。）は、各取引参加者について、次に掲げる区分に応じて、当該区分に定めるところによる。ただし、先物取引等取引資格を取得した日に属する月から4か月を経過するまでの間の当該取引参加者に係る取引手数料率は、本所がその都度定める。

(1)～(3) (略)

(4) 日経平均を対象とした指數オプション取引（週次設定限月取引を除く。以下同じ。）

当該取引参加者の日経平均を対象とした指數オプション取引に係る月次平均取引代金（4か月前の1日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）に終了する取引日から2か月前の末日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）に終了する取引日までの3か月間の取引代金（ギブアップが成立した場合は、注文執行取引参加者の取引代金とみなす。以下同じ。）の合計を3で除して得た数値（小数点以下第1位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）をいう。以下同じ。）について、次のaからdまでにより算出した金額を当該月次平均取引代金で除して得た数値とする。

a～d (略)

別表2

特定市場デリバティブ取引に係る取引手数料率

別表1における日経平均、東証株価指数及び配当指數（日経平均・配当指數、TOPIX配当指數及びTOPIX Core 30配当指數をいう。以下同じ。）を対象とする市場デリバティブ取引に係る取引手数料率（小数点以下第3位未満の端数（第4号にあっては、小数点以下第8位未満の端数）があるときは、これを切り捨てる。以下同じ。）は、各取引参加者について、次に掲げる区分に応じて、当該区分に定めるところによる。ただし、先物取引等取引資格を取得した日に属する月から4か月を経過するまでの間の当該取引参加者に係る取引手数料率は、本所がその都度定める。

(1)～(3) (略)

(4) 日経平均を対象とした指數オプション取引

当該取引参加者の日経平均を対象とした指數オプション取引に係る月次平均取引代金（4か月前の1日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）に終了する取引日から2か月前の末日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）に終了する取引日までの3か月間の取引代金（ギブアップが成立した場合は、注文執行取引参加者の取引代金とみなす。以下同じ。）の合計を3で除して得た数値（小数点以下第1位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）をいう。以下同じ。）について、次のaからdまでにより算出した金額を当該月次平均取引代金で除して得た数値とする。

a～d (略)

付 則

- 1 この改正規定は、平成27年5月25日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成27年5月25日に施行することが適当でないと本所が認める場合には、当該日以後の本所が定める日から施行する。